建設業における下請取引適正化のポイント



国 土 交 通 省建設業法令遵守推進本部

●見積の依頼と提出

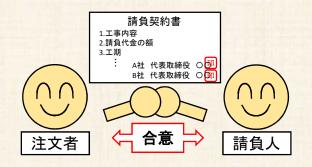
- 見積条件を明確にするた め、見積依頼は書面で行 いましょう。
- 下請負人は法定福利費 を内訳明示し、元請負人 はそれを尊重しましょう。
- 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要です。

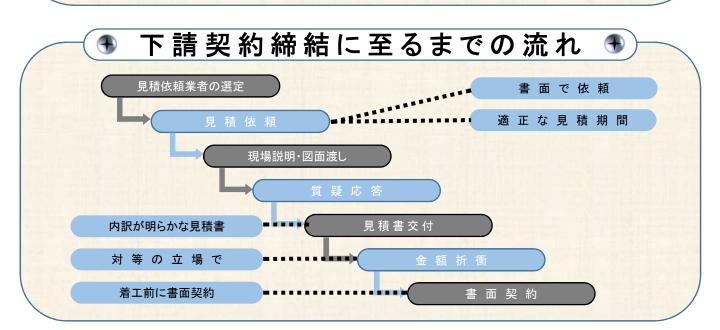
- 見積期間(建設業法施行令第6条)
- 工事1件の予定価格
- ①500万円未満 → 中1日以上
- ②500万円以上5,000万円未満 → 中10日以上
- ③5,000万円以上 → 中15日以上



書面による契約締結

- 契約は、工事の着工前に 交わす必要があります。
- 追加工事や変更工事に より契約内容を変更する ときも、着工前に書面契 約を交わしましょう。
- 口頭のみの契約締結は 違反です。





● 不当に低い請負代金の禁止

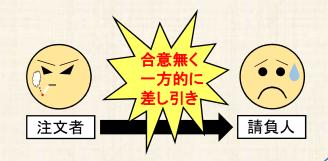
請負人の保護と建設工事の適格な施工のため、不 当に低い請負代金での契 約は禁止されています。



1

● 指値発注、赤伝処理に注意

元請負人は、一方的に決めた請負代金を下請負人 ・提示(指値)して契約してはいけません。双方が 十分に協議をして請負代金を決めましょう。 諸費用を下請代金の支払 時に差引く行為(赤伝処 理)は、双方の協議・合意 が必要です。



やり直し工事

に依頼する場合は、やり 直し工事の原因が下請 負人の責任である場合 を除き、その費用は元請 負人が負担する必要があ ります。

やり直し工事を下請負人

理由はどうあれ御社 の責任でやり直しを するように



注文者

元請の指示 どおりにやっ たのに…



請負人

下請代金の支払い

出来高払い又は竣工払い を受けた日から1月以内 に、支払対象工事の下請 負人に対して、相当する 下請代金を支払う必要が あります。

元請負人は、注文者から



特定建設業者は、下請負人からの引渡申出日から50日以内 に下請負人に下請代金を全額支払う必要があります。

(特定建設業者は、注文者から出来高払等を受けた日から1月 を経過する日か、引渡申出日から50日を経過する日のいずれ か早い方が実際の支払期日となります。)

適正取引のために、こちらの情報もご覧ください。↓ http://www.mlit.go.ip/totikensangvo/const/1 6 bt 000188.html(建設業法令遵守ガイドライン)

<建設業法違反通報窓口のご案内>

駆け込みホットライン

- 建設業法違反通報窓口 -

全国 サ適 TEL. 20570-018-240 受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241 ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報 により、法令違反の疑いがある建設業者に は、必要に応じ立入検査などを実施し、違反 行為があれば指導監督を行います。

<建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内>

建設業取引適正化センタ・

トラブルを解決して、健全な取引をしよう!

センター東京

相談料 無料

センター大阪

TEL 03-3239-5095 FAX 03-3239-5125

TEL 06-6767-3939 FAX 06-6767-5252

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

ない」という方には、その解決方法を アドバイスし、「どこに相談したら良い かわからない」という方には、相談先 である関係行政機関、紛争処理機関 等をご紹介します。

◆元請・下請間等の取引で「困ったこと」 が起きたが、どうしたら良いかわから

【受付時間】9:30~17:00(土日、祝日を除く)

く作成>